



~.....*~*
▼△ 自転車の製品事故を防ごう～6割が重症事故！ △▼
~.....*~*

春、新生活がスタートし、新たに通学や通勤、こどもの送迎などで自転車を使い始める人が増えています。それとともに、注意したいのが自転車の製品事故です。2015年から2020年の6年間の自転車の製品事故は647件で、そのうち、6割ほどが重傷事故となっています。また発生率は4月、5月最も高くなっています。

■死亡事故も

自転車の製品事故にはいろいろなケースがあり、まずは「整備不良や誤った使い方による事故」です。例えば「チェーンのたるみが大きい状態」で走行したためにチェーンが外れ、踏み込んだ瞬間にバランスが崩れて転倒。「折り畳み式の自転車の固定部のロックを締め忘れた状態」で走行したため、走行中に不具合が生じてバランスを崩し転倒してけがを負った、といった事故が発生しています。

整備不良によって「運転者が死亡する事故」も発生している、決して油断できないものなのです。具体的にどのような事故かという点、電動アシスト自転車で「後輪ブレーキが効かない状態」のまま走行したところ、前輪ブレーキがさび付いていた上に、負荷がかかり過ぎたためにブレーキワイヤーが切れ、前後のブレーキが効かない状態に。それで止まることができずに、壁にぶつかり1人が死亡した事故です。

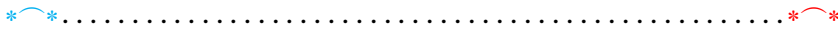
■自転車にもリコール情報があります

自転車の製品事故には「製品不良」が原因のものもあります。例えば「ハンドルロックの事故」。ハンドルロックの中には、後輪の鍵などをかけるとハンドルも同時にロックされる機能が付いているものがあります。2か所同時にロックがかかるので、盗難を防ぐ効果が高まるのはいいことなのですが、この機能が誤作動を起こし、走行中にハンドルが動かなくなってしまうという事故が発生しています。この不具合はいくつかの機種で見られており、該当する機種のリコールが発生しています。このような自転車を使用されている方は、経産省の下記サイトで一度リコール情報を確認してみてください。経済産業省「リコール情報」
https://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html

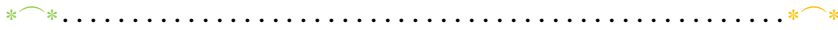
また、バッテリー充電中に異常に発熱してしまい、発火しバッテリーが焼けるだけでなく、周囲も焼いてしまう火災が発生しています。発火で2名が軽傷を負った事故も発生しています。バッテリーのリコールも複数の会社の製品で発生していますので、電動アシスト自転車を使用されている方も、リコール情報をご確認ください。

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、油断や慣れからくる誤った使い方や整備不良などの不注意が大きな事故につながってしまいます。また、被害に遭うのが使用者だけでも限らず、接触した相手に重症を負わせてしまうケースもあります。新生活のスタートを機に、自転車の正しい使用方法を確認して、安心・安全な自転車生活を楽しみましょう！

以上



▼△ 旅行前に十分下調べしたい、世界の禁止令 △▼



今年のGWは真ん中に3日間の有休を入れると最大10連休となり、コロナも明けて、海外旅行に出掛けられる方も多いと思います。

海外に行く際には、危険地域の把握をはじめ犯罪に巻き込まれないための情報収集が大切なのは言うまでもありません。

注意したいのは、反対に、日本では認められている何気ない行動が、海外では軽犯罪とみなされ、罰則が課せられることがあります。これについてお伝えします。

ホテルに宿泊し、子どもが寝ているからすぐ近くのお店にちょっとした買い物に行く、日本ならわざわざ起こしてまで…ということで、普通にあるかもしれません。

ところが海外では子どもを1人で留守にさせる行為を禁止としている国もあります。子どもが1人で泣いていると思われ通報されることもありますし、最悪、逮捕されるということもあります。

街の美観維持に努めるシンガポールでゴミ捨て、またガムの持込みが禁止されているのは有名ですね。もしガムを国内に持ち込んだことがわかれば、1万シンガポールドル（=現在レートで110万円以上!）も請求されてしまいます。

たばこのポイ捨てに数万円の罰金、唾を吐いたら罰金、ゴミを捨てたら罰金などのルールもあります。

オーストラリアも厳しい持ち込み制限ルールがあることで有名です。

ほかの国でも例えば生の果物類は見えない害虫や病原菌が付着している可能性があり、持ち込むことができないケースが多くなっています。

日本のカップラーメンが没収されるケースもあります。カップラーメンには肉が入っているものがダメであったり、オーストラリアでは加工食品そのものを持ち込み禁止となっています。

東南アジアでは、数量にかかわらずタバコの持ち込みには税関申告を義務づけている国や、免税規定量以上のタバコを持ち込もうとした旅行者に対し、多額の罰金を課す国がいくつかあります。この場合、税官吏から指摘を受けた後でタバコを放棄しようとしても罰金は減額・免除されません。タバコの持参や贈答を考えておられる方は事前に確認しておくことをお勧めします。

アメリカには歩きスマホで罰金となる地域もあります。旅行時に地図アプリを見ながら歩くことはよくあることですが、ハワイ州やニュージャージー州では高額な罰金が科せられることがあります。

この他、イタリアのスペイン広場でアイスを食べると罰金、香港で駆け込み乗車をすると罰金、ニューヨーク市地下鉄での飲食禁止などもあります。

せっかくの海外で過ごす休日ですので十分下調べをして、どうぞ楽しいご旅行を♪

以上